

熊本県知事 蒲島郁夫 様

新型コロナウイルス惨禍から 県民の命と暮らしを守るための対策強化を求める要請

いのちと暮らし・平和を守る熊本ネットワーク

共同代表 榎本 光男

同 木原 望

県民のいのちと暮らしを守るため新型コロナウイルス感染防止に向けた日々のご活躍に心から敬意を表します。

2019年10月からの消費税増税にともない、景気が大幅に後退し、県内中小業者にも打撃的な影響が出ています。さらに今般の新型コロナウイルス感染拡大によって、中国、韓国のインバウンドを頼りにしていた観光地やホテル、商店はじめ、全ての業種にわたって更なる深刻な影響が出ています。

「休みたいけど補償がないから自粛できない」「売り上げが激減しテナント料や人件費など払えない」など、経営への影響を危惧する声とともに、「会社が特別休暇を認めてくれない」、「休みたいけど収入が減るので休めない」という労働者の声など、4月16日～21日だけでも45件の相談や要望（別紙資料）が寄せられています。特に個人事業主、零細企業、母子家庭など社会的に弱い立場の人たちに大きな負担がシワ寄せされているのが目立ちます。

熊本県におかれましては、政府に対して引き続き対策の強化を求めると同時に、県としても不要不急の大型公共事業を凍結し、その予算を補償にまわすなど対策を強化していただくことを強く求めます。

以下、緊急対策として要望します。

記

【県に求める項目】

1、業者・労働者・個人事業主などへの支援策の拡充

- ①. 県融資制度の融資利率を引き下げること。また感染症被害収束の見通しが立たないなか、据置期間は少なくとも3年に伸ばすこと。
- ②. 繁華街のバーやキャバレー、ナイトクラブは感染拡大のリスクが高いことから多くが営業自粛に追い込まれており、これを契機に廃業を考えている店も少なくない。県外では自粛要請に応じた場合、最大100万円の補償を行う自治体も現れている。熊本県としても、独自にフリーランスを含む個人事業主に100万円、中堅・中小法人に200万円を上限とした休業補償金（協力金）を実施すること。
臨時休業や営業時間短縮を行った中小業者をはじめ、学校と契約を結んでいる納入業者の損失額が上記給付金を上回った場合、緊急事態宣言や自粛要請がやむまで損失補償として給付金の支給を継続すること。

- ③. セーフティネット保証を活用する融資について、認定作業を簡素化するとともに、審査基準の緩和を行うなど、切迫する融資の実行が手遅れにならないようにすること。住民税の滞納があっても融資対象から除外しないこと。
- ④. 固定費負担の軽減として、貸店舗所有者が店子への家賃を減額した場合、固定資産税の新たな軽減措置に加え、その減額割合に応じて固定資産税、所得税・法人税、消費税の減免を行うこと。
店子の家賃を減額した貸店舗所有者には、店舗取得のために使った借入金の返済猶予もしくは無利子融資への借り換えを行うよう金融機関に働きかけること。
- ⑤. 収入減となることを懸念して休むことができない労働者が多数いることから、県としても国の雇用調整助成金に上積みの助成を行うこと。
- ⑥. コロナの影響で内定取り消しとなったり失職したりする方が急増しており、県としても雇用支援を強めること。
- ⑦. 収入減により家賃負担が困難となり住居を失う恐れが生じている方に対する住居確保給付金を創設すること。
- ⑧. 企業が特別有給休暇を認めない事例が増えていることから、企業に対する周知を改めて徹底すること。

2、学校・教育に関する支援

- ①. 学校休校は全県下一律の対応とせず、地域の実情に即してそれぞれに判断されるべきである。
- ②. 小中学性を抱える生活困窮世帯の中には、学校給食が一日の中で、子どもに対し栄養のバランスが取れた食事が保障される大切な機会となっているところも少なくない。ところが学校休業となると他の世帯には給食費が返還されるが生活保護世帯にはない。そして新たに子どもの昼食の費用負担が生じることになる。こうした事情に鑑み、生活保護世帯に対して学校休校の間の昼食代の補償が必要である。
- ③. 私立学校、通信制学校における休業に伴う損失補償を行なうこと。
- ④. 学校や企業においてマスクの色を理不尽に強要するということが起きている。そういうことがないように周知および指導をすること。
- ⑤. 親の収入やアルバイト等の収入が減ったことで学費を払えず「退学」という選択を迫られている学生が増えている。学費の免除や補助などさらなる支援の拡充を。

3、感染防止対策費の予算確保にむけて

- ①. 次の大型公共事業を凍結し、感染防止対策予算に充当すること。
 - ・ 大空港構想
 - ・ 熊本空港アクセス鉄道（シリコンバレー構想を含む）については検討作業を凍結すること。
 - ・ 立野ダム建設については建設を凍結すること。

4、医療機関への財政的保障および地域医療・介護を守るための財政支援

次の①～⑧の項目について対策を講ずるようお願いするとともに、県独自で困難な場合は国に要望して下さい。

- ①. 国は医療費削減のため、地方に地域医療構想の策定を求め、公的医療の縮小・統廃合や病床数の削減を進めてきた。病床を満杯にしなければ採算が取れない診療報酬や、空きベッドがあれば統廃合の攻撃にさらされるという状況では、医療崩壊になりかねない。こうした方針を転換し、非常時に医療崩壊を起こさない医療体制を早急に構築すること。
- ②. 医師が必要と判断した場合はPCR検査を受けられるよう、PCRセンターを県下全域に立ち上げること。
- ③. 不足している医療用マスク、防護服、消毒液など衛生材料備品について必要数を確保すること。
- ④. 新型コロナウイルス対策にあたる医療機関をはじめ、一般の医療機関についても受診抑制による深刻な減収となっていることから、地域の医療提供体制の維持のための財政的保障すること。
- ⑤. 新型コロナウイルス対応を行う医師をはじめとした医療従事者で自宅へ帰ることができず宿泊している者に対する宿泊費用について補填すること。
- ⑥. デイサービスや訪問介護の中止・縮小を余儀なくされる事業所は大幅な減収となることから損失への財政支援をとること。
- ⑦. 介護事業所の感染症対策にかかる必要経費について補償すること。
- ⑧. 不足しているマスク、防護服、消毒液などを医療機関と同等に優先的に供給すること。

5、税と社会保障

- ①. 税金や社会保険料の滞納により発生した延滞税等について、すでに本税等の納付が完了している場合は、納付を猶予し、執行停止にすること。
住民税や事業税、固定資産税等も同等に扱うこと
- ②. 国保料（税）の緊急減免を行なう市町村に対する助成をおこなうこと。
- ③. 生活福祉資金の緊急小口資金及び総合支援資金の上限を引き上げるとともに、償還免除の対象を住民税非課税世帯に限定せず、売り上げが6カ月で対前年比30%以上減少した世帯まで拡大すること。
総合支援資金がほとんど活用されていない地域の実態を調べ、周知徹底や要件緩和を図り、積極的な貸し付けが行われるようにすること。

【県から国に求めているいただきたい項目】

1、自粛要請と一体に補償を行うこと

- ①. 緊急に、すべての国民（日本に居住している外国人を含む）を対象に一人 10 万円の給付金を支給すること。これはあくまで緊急の措置であり、一回きりの現金給付で終わりにせず、賃金・収入補償の仕組みを急いで作ること。
- ②. 雇用保険加入者か否かにかかわらず、非正規雇用労働者、フリーランス、自営業者も含め、通常の賃金・収入の 8 割以上を補填し、速やかな支給ができる手立てをとること。
- ③. 自粛要請によって直接・間接に影響を受けているすべての中小・小規模事業者に対して、家賃・地代・水光熱費・リース代などの固定費への直接助成をはじめ、自粛要請による損失を補填すること。また国保料（税）の緊急減免をはじめ税・社会保険料の減免を行なうこと。
- ④. イベント中止などに伴うキャンセル料・必要経費の補填を行なうこと。
- ⑤. リーマン・ショック時の 20 兆円を上回る規模の中小・小規模事業者向け無担保・無利子融資制度を創設し、受付窓口の体制を強化し、審査の迅速化をはかること。
- ⑥. フリーランスを含む個人事業主に 100 万円、中堅・中小法人に 200 万円を上限とした「持続化給付金」の売り上げ減少条件を緩和して支給対象を広げ、不課税とすること。
- ⑦. 特別融資の要件として雇用の維持を明記するなど、リストラ解雇を起ささないよう経済界・大企業に求めること。
- ⑧. 雇用調整助成金は 10 割助成とし、手続きの簡素化、支給の迅速化をはかること。
- ⑨. 各自治体が行き組む地域経済対策の支援のため、「地方臨時交付金」制度を創設すること。
- ⑩. 政府が行う税金、社会保険料の支払い猶予については、中小業者・フリーランスの売り上げが 6 カ月で対前年比 30%以上減少する場合の規定を設け、所得税、法人税、消費税、固定資産税などは延滞税も含めて免除し、執行停止とすること。

2、医療・介護・障がい者等の社会保障の体制を崩壊させないための予算措置を行なうこと。

- ①. 政府は「ベッドの確保」「患者の受け入れ」を要請しながら、それに伴う必要な財政措置を行っていない。要請にこたえて施設外でトリアージをおこなうための臨時の建物設置、施設の改修など行っている病院もあるが、これらは全く財政支援が行われていないことは問題である。医療体制・感染症対応で必要となる経費は、全額国が負担することを明確にすべきである。
- ②. 政府は、ホテルなどを借り上げた宿泊・療養施設を確保することを自治体に要請しているが、ここでも財政措置をとっていない。確保と運営に必要な経費は、国の責任で確保すべきである。
- ③. 医療関係者を観戦から防護するために、医療用マスク、ゴーグル、防護服などを速やか、かつ十分に供給すること。人工呼吸器の供給を抜本的に強化すること。
- ④. 患者発生に伴う減収及び、外来患者の減少に伴う損失など、医療機関への補償を

行なうこと。

- ⑤. 急性期病床の大幅削減となる公立・公的医療機関の再編・統合を直ちに凍結し、撤回すること。
- ⑥. 介護事業所の感染症対策の必要経費、デイケア中止などによる減収分を全額補償すること。
- ⑦. 障がい者施設に対する報酬を月額方式にすること。就労支援施設での自粛の影響による減収、利用者の工賃について全額補償すること。

3、PCR検査の問題点を明らかにし、直ちに改善策をとること。

- ①. 医師が必要だと判断したら、速やかに検査が受けられる体制を作ること。そのための財政措置を行なうこと。
- ②. 相談センター、行政検査、クラスター対策など、対策の中核となる保健所体制の抜本的な強化に予算措置を含め国が全力で支援すること。
- ③. 抗体検査を早期に導入すること。
- ④. 帰国者に対して、公共交通機関の利用をしないよう求めるだけでなく、ホテル等の待機場所の確保や必要経費の補償をすること。

4、予算確保に向けた財政措置と、経済対策

- ①. 消費税5%への減税に踏み切ること。
大企業・富裕層を優遇してきた不公平な税制を正し、低所得者ほど負担が重く格差を拡大する消費税に頼らない財政運営に転換すること。
- ②. 不要不急の大型開発をストップし、コロナ対策に力を注ぐこと。
- ③. 不要不急の防衛費を削減し、コロナ対策に充当すること。
- ④. 政党助成金を廃止し、コロナ対策に充当すること。

以上